

2) 海域

事業実施想定区域の周辺の海域において北九州市が測定している公共用水域の水質の測定項目は表 3.1-37、水質測定地点の位置及び環境基準の水域類型は、図 3.1-21 のとおりである。

事業実施想定区域の前面海域は、生活環境項目に係る環境基準の類型が指定されており、化学的酸素要求量等についてはA類型、B類型及びC類型、全窒素・全リンについてはⅡ類型及びⅣ類型に指定されており、水質測定地点 6 地点で水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量、全窒素、全リン等の測定が行われている。

表 3.1-37 海域における公共用水域の水質の測定項目（令和 5 年度）

図中番号	水 域 名	類 型	測定項目											健康項目	ダイオキシン類
			生活環境項目												
			水素イオン濃度	溶存酸素量	化学的酸素要求量	抽出物質	ノルマルヘキサン	大腸菌数	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S		
D ₂	洞海湾	B	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
D ₃	洞海湾	C	○	○	○			○	○						
H ₁	響灘	A	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
K ₁	関門海峡	A	○	○	○	○	○	○	○						
K ₇	戸畑泊地	C	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
K ₈	堺川泊地	C	○	○	○			○	○	○	○	○	○		

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
 3. 「健康項目」の物質の詳細は、表 3.1-40 参照。
 4. 調査は午前中に行い、各々上層（水面下 0.5m）及びその下層（水面下 7m）を採水。
 溶存酸素量についてのみ、底層（海底から 1m）も採水（環境基準点のみ）。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

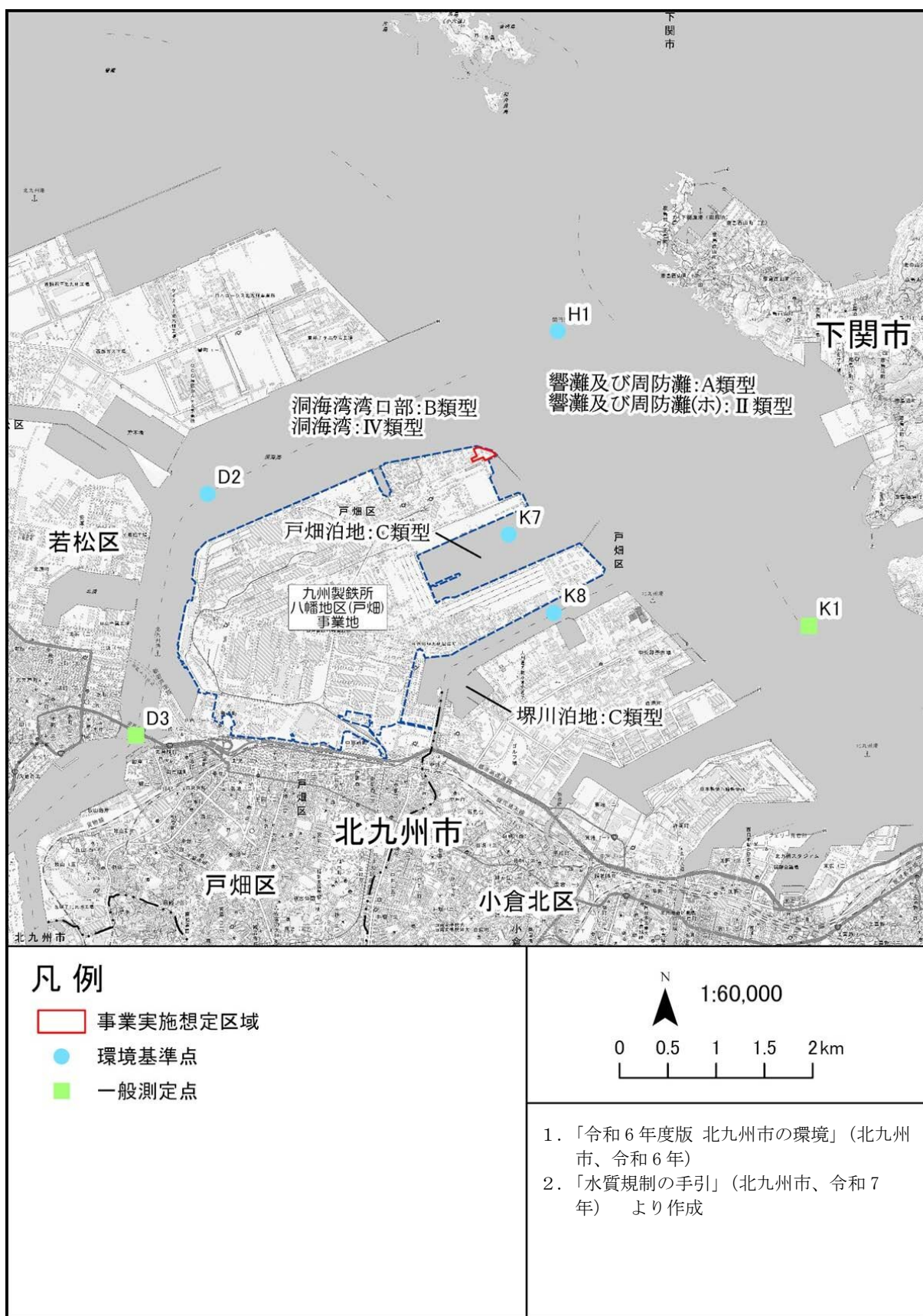


図 3.1-21 海域における水質測定地点の位置

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

事業実施想定区域の周辺の海域における生活環境項目の測定は図 3.1-21 に示す 6 地点で行われており、令和 5 年度における水質の測定結果は、表 3.1-38 のとおりである。

回次ごとにみると溶存酸素量〔DO〕、全窒素〔T-N〕の環境基準値を超過した検体が一部にあるが、いずれの地点も環境基準に適合している。また、令和元年度～令和 5 年度における水質の経年変化は表 3.1-39 及び図 3.1-22 のとおりであり、各項目とも概ね横ばい傾向であるが、全磷〔T-P〕の洞海湾 D₃は他の地点よりも高い値で推移している。

表 3.1-38 (1) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 5 年度）

図中 番号	水域名	類型	水素イオン濃度〔pH〕					溶存酸素量〔DO〕 (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D ₂	洞海湾	B	8.1	8.3	8.1	0/12	7.8以上 8.3以下	6.7	9.8	8.0	0/12	5以上
D ₃	洞海湾	C	8.1	8.3	8.2	0/4	7.0以上 8.3以下	6.4	10	8.5	0/4	2以上
H ₁	響灘	A	8.1	8.2	8.2	0/12	7.8以上 8.3以下	6.7	10	8.1	4/12	7.5以上
K ₁	関門海峡	A	8.1	8.2	8.2	0/4		6.9	9.7	8.2	1/4	
K ₇	戸畑泊地	C	8.1	8.2	8.2	0/12	7.0以上 8.3以下	6.5	9.7	7.8	0/12	2以上
K ₈	堺川泊地	C	8.1	8.2	8.2	0/12		6.6	9.9	7.9	0/12	

図中 番号	水域名	類型	化学的酸素要求量〔COD〕 (mg/L)							n-ヘキサン抽出物質〔油分等〕 (mg/L)				
			最小	最大	日間平均値			適否	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
					平均	75%	m/n							
D ₂	洞海湾	B	1.0	1.9	1.5	1.7	0/12	○	3 以下	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されないこと
D ₃	洞海湾	C	1.5	3.4	2.1	1.8	0/4	○	8 以下	—	—	—	—	—
H ₁	響灘	A	0.9	1.6	1.2	1.2	0/12	○	2 以下	<0.5	<0.5	<0.5	0/12	検出されないこと
K ₁	関門海峡	A	1.0	1.4	1.3	1.4	0/4	○		<0.5	<0.5	<0.5	0/4	
K ₇	戸畑泊地	C	1.0	1.6	1.2	1.3	0/12	○	8 以下	—	—	—	—	—
K ₈	堺川泊地	C	1.1	1.7	1.4	1.5	0/12	○		—	—	—	—	

図中 番号	水域名	類型	大腸菌数 (CFU/100mL)						
			最小	最大	日間平均値			適否	環境基準
					平均	90%	m/n		
D ₂	洞海湾	B	—	—	—	—	—	—	—
D ₃	洞海湾	C	—	—	—	—	—	—	—
H ₁	響灘	A	0	2	0	0	0/12	○	300以下
K ₁	関門海峡	A	0	2	1	2	0/4	○	
K ₇	戸畑泊地	C	—	—	—	—	—	—	—
K ₈	堺川泊地	C	—	—	—	—	—	—	

- 注： 1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
3. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
4. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。
5. 「適否」の「○」について、COD は 75%値、大腸菌数は 90%値の日間平均値が環境基準に適合していることを示す。（75%値、90%値は、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べた時の (0.75 もしくは 0.9×n) 番目の数値を示す。）
6. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

表 3.1-38 (2) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 5 年度）

図中 番号	水域名	類型	全窒素〔T-N〕（mg/L）					全磷〔T-P〕（mg/L）				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D ₂	洞海湾	Ⅳ	0.24	0.40	0.28	0/12	1以下	0.013	0.032	0.020	0/12	0.09以下
D ₃	洞海湾	Ⅳ	0.36	1.1	0.58	1/4	1以下	0.025	0.049	0.035	0/4	0.09以下
H ₁	響灘	Ⅱ	0.07	0.29	0.14	0/12	0.3以下	0.008	0.019	0.015	0/12	0.03以下
K ₁	関門海峡	Ⅱ	0.14	0.17	0.15	0/4		0.013	0.025	0.017	0/4	
K ₇	戸畑泊地	Ⅳ	0.22	0.60	0.44	0/12	1以下	0.013	0.021	0.016	0/12	0.09以下
K ₈	堺川泊地	Ⅳ	0.25	1.9	0.63	1/12		0.013	0.039	0.020	0/12	

図中 番号	水域名	類型	全亜鉛〔Zn〕（mg/L）					ノニルフェノール（mg/L）				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
D ₂	洞海湾	生物A	0.002	0.012	0.007	0/4	0.02以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.001以下
D ₃	洞海湾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H ₁	響灘	生物特A	<0.001	0.005	0.004	0/4	0.01以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.0007以下
K ₁	関門海峡	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
K ₇	戸畑泊地	生物A	0.006	0.008	0.007	0/4	0.02以下	<0.00006	0.00016	0.00009	0/4	0.001以下
K ₈	堺川泊地	生物A	0.003	0.005	0.004	0/4		<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	

図中 番号	水域名	類型	LAS（mg/L）				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
D ₂	洞海湾	生物A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	0.01以下
D ₃	洞海湾	—	—	—	—	—	—
H ₁	響灘	生物特A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	0.006以下
K ₁	関門海峡	—	—	—	—	—	—
K ₇	戸畑泊地	生物A	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/4	0.01以下
K ₈	堺川泊地	生物A	<0.0006	0.0007	0.0006	0/4	

- 注： 1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。該当欄の「—」は、類型が指定されていないことを示す。
 3. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
 4. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。
 5. 全窒素（T-N）、全磷（T-P）、全亜鉛、ノニルフェノール、LAS の基準値は、年間平均値である。
 6. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

表 3.1-39 公共用水域の水質の経年変化（令和元年度～令和5年度）

図中 番号	水域名	類型	化学的酸素要求量〔COD〕（mg/L）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
D ₂	洞海湾	B	1.9	1.8	1.9	2.2	1.7
D ₃	洞海湾	C	1.9	2.3	1.9	2.0	1.8
H ₁	響灘	A	1.3	1.5	1.2	1.5	1.2
K ₁	関門海峡	A	1.4	1.2	1.2	1.2	1.4
K ₇	戸畑泊地	C	1.6	1.7	1.4	1.6	1.3
K ₈	堺川泊地	C	1.7	1.5	1.3	1.6	1.5

図中 番号	水域名	類型	全磷〔T-P〕（mg/L）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
D ₂	洞海湾	Ⅳ	0.022	0.019	0.021	0.021	0.020
D ₃	洞海湾	Ⅳ	0.037	0.027	0.042	0.050	0.035
H ₁	響灘	Ⅱ	0.015	0.014	0.016	0.015	0.015
K ₁	関門海峡	Ⅱ	0.015	0.014	0.017	0.018	0.017
K ₇	戸畑泊地	Ⅳ	0.016	0.013	0.019	0.018	0.016
K ₈	堺川泊地	Ⅳ	0.019	0.018	0.017	0.019	0.020

図中 番号	水域名	類型	全窒素〔T-N〕（mg/L）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
D ₂	洞海湾	Ⅳ	0.39	0.40	0.28	0.32	0.28
D ₃	洞海湾	Ⅳ	0.58	0.40	0.41	0.59	0.58
H ₁	響灘	Ⅱ	0.17	0.17	0.12	0.14	0.14
K ₁	関門海峡	Ⅱ	0.19	0.18	0.14	0.15	0.15
K ₇	戸畑泊地	Ⅳ	0.78	0.41	0.38	0.61	0.44
K ₈	堺川泊地	Ⅳ	1.1	0.58	0.67	0.57	0.63

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
 3. 化学的酸素要求量(COD)は、日間平均値の75%値を示す。
 4. 全窒素(T-N)、全磷(T-P)は、日間平均値の年平均値を示す。

「令和2年度～令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和2年～令和6年）より作成

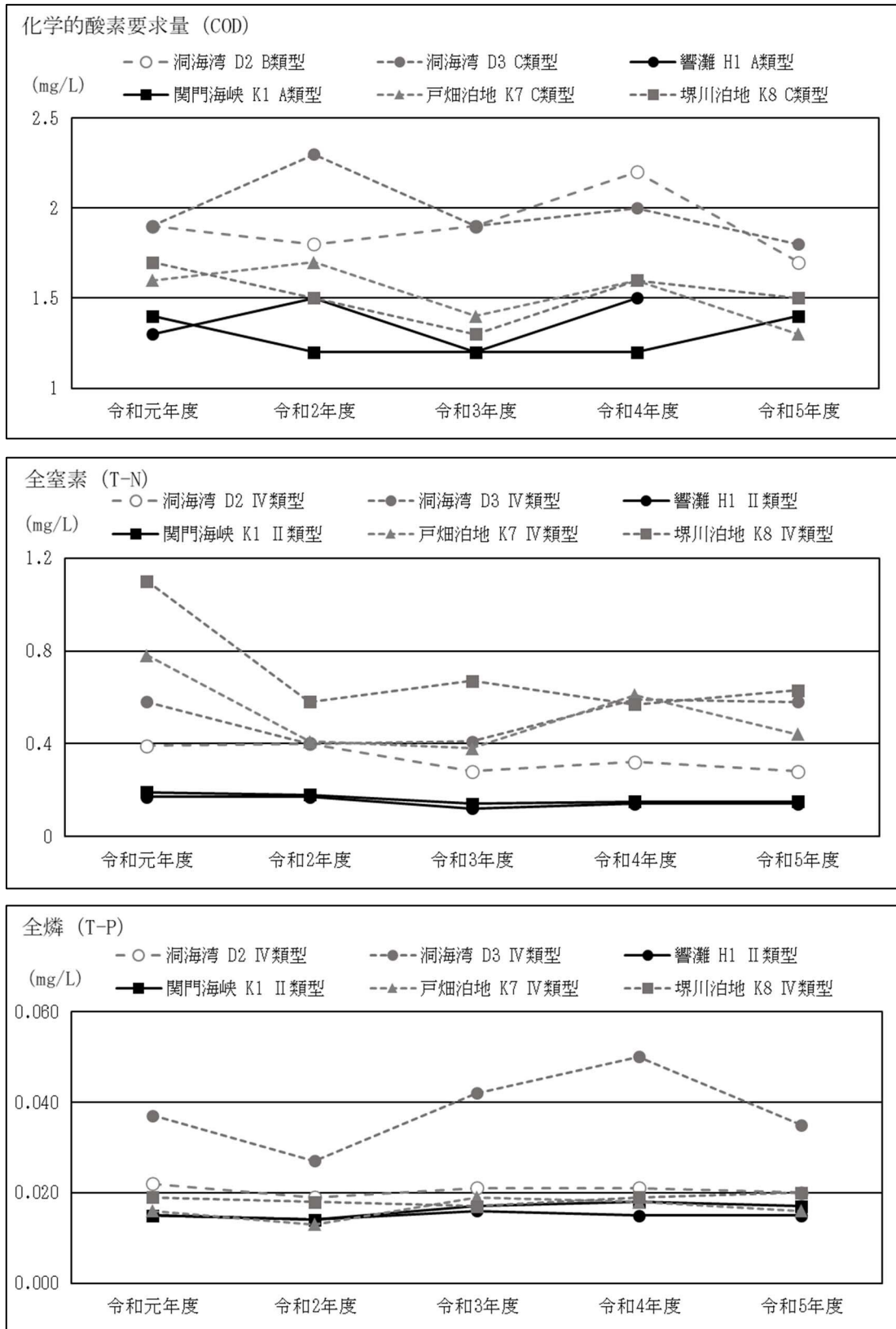


図 3.1-22 水質の経年変化 (令和元年度から令和5年度)

注：1. 化学的酸素要求量(COD)は、日間平均値の75値を示す。

2. 全窒素 (T-N)、全磷 (T-P) は、日間平均値の年平均値を示す。

「令和2年度～令和6年度版 北九州市の環境」(北九州市、令和2年～令和6年) より作成

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

事業実施想定区域の周辺の海域における健康項目の測定は図 3.1-21 に示す地点のうち、4 地点で行われており、令和 5 年度における水質測定結果は、表 3.1-40 のとおりである。

全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-40 公共用水域の水質測定結果（健康項目、令和 5 年度）

（単位：mg/L）

図中番号 水域名	D ₂	H ₁	K ₇	K ₈	環境基準
測定項目	洞海湾	響灘	戸畑泊地	堺川泊地	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0.002	0.001	0.002	0.002	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	10 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「<」は定量下限値未達を示す。

3. 「ND」は検出されないことを示す。

4. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

③ ダイオキシン類

事業実施想定区域の周辺の海域におけるダイオキシン類の測定は図 3.1-21 に示す地点のうち 2 地点で行われており、令和 5 年度における水質測定結果は表 3.1-41 のとおりである。

全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-41 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和 5 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

図中番号	水域名	測定値	適否	環境基準
D ₂	洞海湾	0.12	○	1 以下
H ₁	響灘	0.065	○	

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

④ 水温

事業実施想定区域の周辺の海域における水温測定は図 3.1-21 に示す 6 地点で行われており、令和 6 年度における水温測定結果を表 3.1-42 に、6 地点の月別平均水温を図 3.1-23 に示す。

令和 6 年度における周辺海域の上層水温は 9.5～31.0℃、下層水温は 9.5～30.5℃、底層水温は 10.5～31.0℃の範囲にあり、地点間に明確な差はなく、概ね 8 月に最高、2 月に最低となる季節変化を示している。

表 3.1-42 公共用水域の水質測定結果（水温、令和 6 年度）

図中 番号	水域名	測定層	水温 (℃)											
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
D ₂	洞海湾	上層	17.0	19.0	21.5	25.0	31.0	28.0	24.5	21.5	13.5	10.5	10.0	11.0
		下層	16.5	18.5	21.0	24.0	30.5	27.5	25.0	22.0	14.0	10.5	10.5	11.0
		底層	16.5	18.5	21.0	24.0	31.0	27.5	24.5	22.0	14.5	10.5	10.5	10.5
D ₃	洞海湾	上層	－	19.5	－	－	31.0	－	－	21.0	－	－	9.5	－
		下層	－	18.5	－	－	30.5	－	－	21.5	－	－	9.5	－
		底層	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
H ₁	響灘	上層	16.5	19.0	21.5	25.0	30.0	27.0	24.0	22.0	16.0	12.0	10.5	10.5
		下層	16.5	18.5	21.0	23.5	30.0	27.0	24.0	22.0	15.5	12.0	10.5	10.5
		底層	16.5	18.5	21.0	23.5	30.0	26.5	24.0	21.5	16.0	12.0	10.5	10.5
K ₁	関門海峡	上層	－	19.0	－	－	30.0	－	－	20.5	－	－	11.5	－
		下層	－	19.5	－	－	30.0	－	－	20.5	－	－	11.5	－
		底層	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
K ₇	戸畑泊地	上層	17.5	19.0	22.5	25.0	31.0	28.5	25.0	22.5	15.0	12.0	11.0	11.0
		下層	17.0	19.0	21.5	24.0	30.5	27.5	24.5	22.0	15.0	11.5	11.0	11.0
		底層	17.0	18.5	21.0	23.5	30.0	27.0	24.5	22.0	15.5	11.5	11.0	11.0
K ₈	堺川泊地	上層	17.0	20.0	21.5	25.5	30.5	28.0	24.5	22.5	14.0	11.0	10.0	11.0
		下層	17.0	19.0	21.0	24.0	30.5	27.5	25.0	22.0	14.5	11.5	11.0	11.0
		底層	16.5	19.0	21.0	24.0	30.0	27.0	25.0	22.0	14.5	11.5	10.5	11.0
上記の地点の 平均水温		上層	17.0	19.3	21.8	25.1	30.6	27.9	24.5	21.7	14.6	11.4	10.4	10.9
		下層	16.8	18.8	21.1	23.9	30.3	27.4	24.6	21.7	14.8	11.4	10.7	10.9
		底層	16.6	18.6	21.0	23.8	30.3	27.0	24.5	21.9	15.1	11.4	10.6	10.8

注：１．図中の番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

２．「—」は、測定が実施されていないことを示す。

「北九州市 環境局環境監視部 環境監視課 提供資料」（北九州市、令和 7 年）より作成

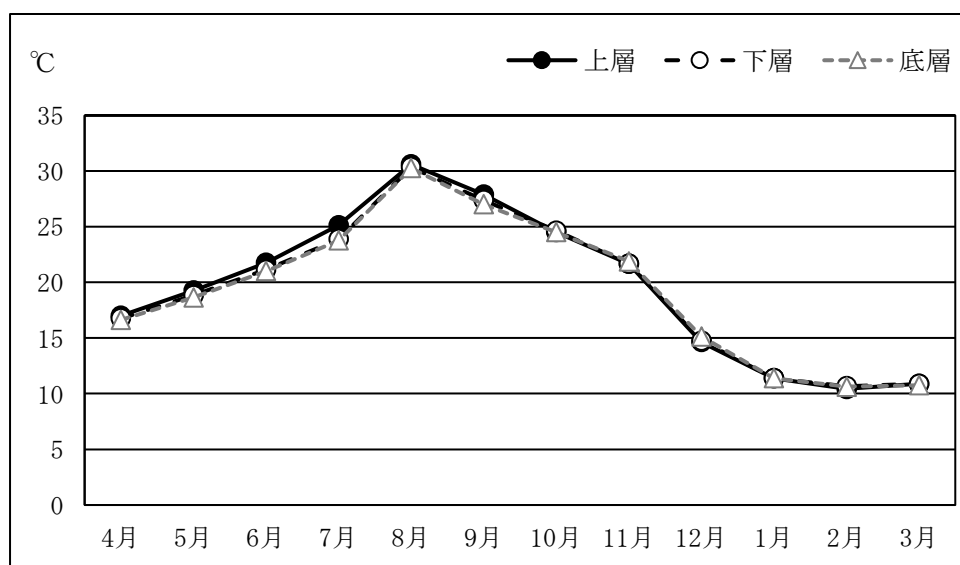


図 3.1-23 月別平均水温

注：表 3.1-42 の「上記の地点の平均水温」の値を示す。

3) 河川

事業実施想定区域の周辺では、図 3.1-24 に示す 2 地点において公共用水域の水質測定が行われており、測定項目は表 3.1-43 に示すとおりである。

表 3.1-43 流入河川における公共用水域の水質の測定項目（令和 5 年度）

図中番号	河川名・測定地点名	測定項目											健康項目
		生活環境項目											
		水素イオン濃度	溶存酸素量	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌数	化学的酸素要求量	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフエノール	L A S	
R-7	紫川・勝山橋	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
R-11	板櫃川・新港橋	○	○	○	○	○	○	○	○				○

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。
 3. 「健康項目」の物質の詳細は、表 3.1-46 参照。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成



図 3.1-24 流入河川における水質測定地点の位置

① 生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）

事業実施想定区域の周辺の河川における生活環境項目の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 5 年度における水質の測定結果は、表 3.1-44 のとおりである。

ほとんどの項目が環境基準に適合しているが、板櫃川・新港橋では大腸菌数が不適合となっている。また、令和元年度～令和 5 年度における BOD の経年変化は表 3.1-45 及び図 3.1-25 のとおりであり、ほぼ横ばい傾向となっている。

表 3.1-44 (1) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 5 年度）

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	水素イオン濃度〔pH〕					溶存酸素量〔DO〕（mg/L）				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	B	7.7	8.1	7.9	0/12	6.5以上 8.5以下	5.5	10	7.9	0/12	5以上
R-11	板櫃川・新港橋	B	7.7	8.2	7.9	0/12		5.4	10	7.6	0/12	

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	浮遊物質濃度〔SS〕（mg/L）					生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/L）						
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	75%	m/n	適否	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	B	<1	4	2	0/12	25以下	<0.5	0.6	0.5	0.5	0/12	○	3以下
R-11	板櫃川・新港橋	B	<1	4	2	0/12		<0.5	1.6	0.8	0.9	0/12	○	

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	大腸菌数（CFU/100ml）						
			最小	最大	日間平均値			適否	環境基準
					平均	90%	m/n		
R-7	紫川・勝山橋	B	9	1,200	300	640	1/12	○	1,000以下
R-11	板櫃川・新港橋	B	19	4,800	910	3,800	3/12	×	1,000以下

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
3. 「<」は定量下限値未達を示す。
4. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
5. 「適否」の「○」は、BOD は 75%値、大腸菌数は 90%値の日間平均値が環境基準に適合していることを、「×」は、環境基準に不適合であることを示す。（75%値、90%値は、n 個の日間平均値を小さいものから順に並べた時の（0.75 もしくは 0.9×n）番目の数値を示す。）

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

表 3.1-44 (2) 公共用水域の水質測定結果（生活環境項目、令和 5 年度）

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	全亜鉛 [Zn] (mg/L)					ノニルフェノール (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準	最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	生物B	0.002	0.006	0.004	0/4	0.03以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	0/4	0.002以下
R-11	板櫃川・新港橋	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	LAS (mg/L)				
			最小	最大	平均	m/n	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	生物B	<0.0006	0.0011	0.0007	0/4	0.05以下
R-11	板櫃川・新港橋	—	—	—	—	—	—

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。該当欄の「—」は、類型が指定されていないことを示す。
3. 最小、最大、平均及び m/n の欄の「—」は調査が行われていないこと、「<」は報告下限値未満を示す。
4. 「m/n」の欄は、「環境基準を超過した検体数/総測定日数」を示す。
5. 「LAS」は、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

表 3.1-45 公共用水域の水質（年平均値）の経年変化（令和元年度～令和5年度）

図中 番号	河川名・測定地点名	類型	生物化学的酸素要求量〔BOD〕（mg/L）				
			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
R-7	紫川・勝山橋	B	0.8	0.8	0.7	0.8	0.5
R-11	板櫃川・新港橋	B	1.2	0.8	0.8	0.7	0.9

- 注：1. 図中番号は図 3.1-24 の番号に対応する。
 2. 「類型」は環境基準に定められた水域類型を示す。
 3. 測定地点の日間平均値の年平均値を示す。

「令和2年度～令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和2年～令和6年）より作成

生物化学的酸素要求量〔BOD〕

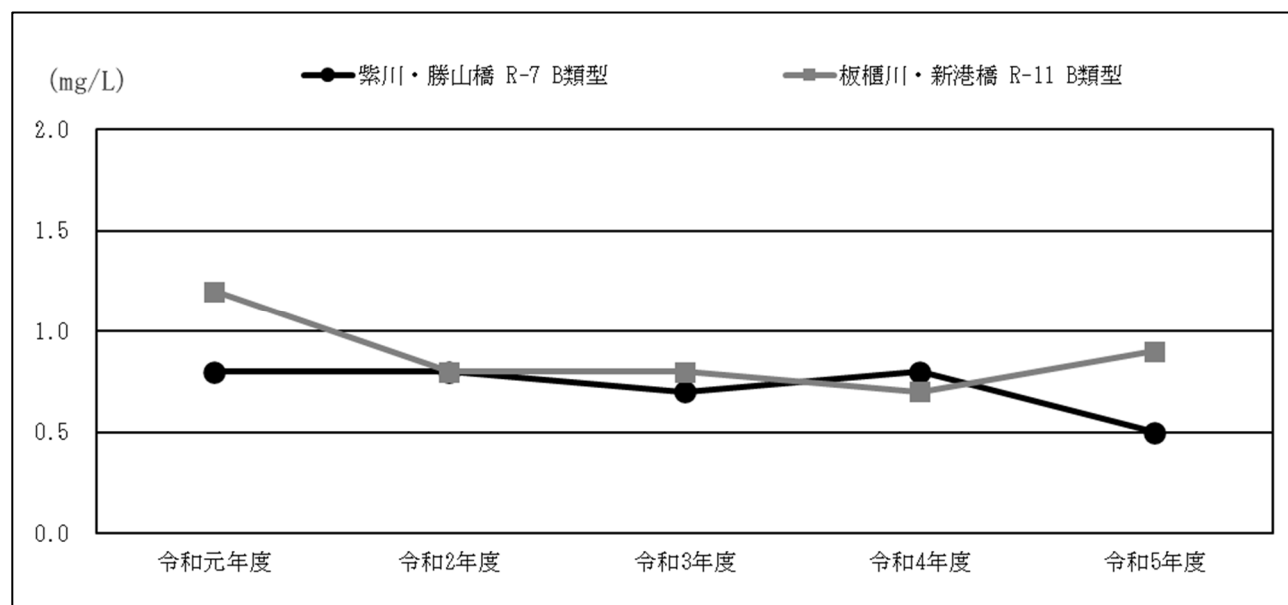


図 3.1-25 水質の経年変化（令和元年度～令和5年度）

注：測定地点の日間平均値の年平均値を示す。

「令和2年度～令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和2年～令和6年）より作成

② 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

事業実施想定区域の周辺の河川における健康項目の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 5 年度における水質の測定結果は、表 3.1-46 のとおりである。

ふっ素及びほう素を除き全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-46 公共用水域の水質測定結果（健康項目、令和 5 年度）

（単位：mg/L）

図中番号 河川名・ 測定地点名 測定項目	R-7	R-11	基準値
	紫川・ 勝山橋	板櫃川・ 新港橋	
カドミウム	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	ND	ND	検出されないこと
鉛	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	<0.01	<0.01	0.02 以下
砒素	0.002	0.003	0.01 以下
総水銀	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	ND	ND	検出されないこと
PCB	ND	ND	検出されないこと
ジクロロメタン	<0.002	<0.002	0.02 以下
四塩化炭素	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	<0.0004	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	<0.01	<0.01	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	<0.1	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
トリクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	0.002 以下
チウラム	<0.0006	<0.0006	0.006 以下
シマジン	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
チオベンカルブ	<0.002	<0.002	0.02 以下
ベンゼン	<0.001	<0.001	0.01 以下
セレン	<0.001	<0.001	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	<0.1	<0.1	10 以下
ふっ素	1.0	1.0	0.8 以下
ほう素	4.1	4.0	1 以下
1,4-ジオキサン	<0.005	<0.005	0.05 以下

- 注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
2. 「<」は定量下限値未達を示す。
3. 「ND」は検出されないことを示す。
4. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。
5. 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンについては最高値である。
6. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

③ ダイオキシン類

事業実施想定区域の周辺の海域に流入する河川におけるダイオキシン類の測定は図 3.1-24 に示す 2 地点で行われており、令和 5 年度における水質測定結果は、表 3.1-47 のとおりである。
全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-47 公共用水域の水質測定結果（ダイオキシン類、令和 5 年度）
(単位：pg-TEQ/L)

図中 番号	水域名	測定値	適否	環境基準
R-7	紫川・勝山橋	0.066	○	1 以下
R-11	板櫃川・新港橋	0.13	○	

注：1. 図中番号は、図 3.1-24 の番号に対応する。
2. 「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

4) 地下水

事業実施想定区域の周辺において地下水の概況を把握するための調査は、図 3.1-26 に示す 2 地点で行われている。

① 人の健康の保護に関する項目（健康項目）

事業実施想定区域の周辺では、地下水の水質測定計画に基づき、過去に汚染が確認されている井戸周辺地域等の継続的な監視を行うための継続監視調査が実施されている。令和 5 年度における測定結果は表 3.1-48 に示すとおりであり、北鳥旗町で PFOS 及び PFOA が指針値を超過している。

なお、令和 5 年度においては事業実施想定区域の周辺で概況調査は実施されていない。

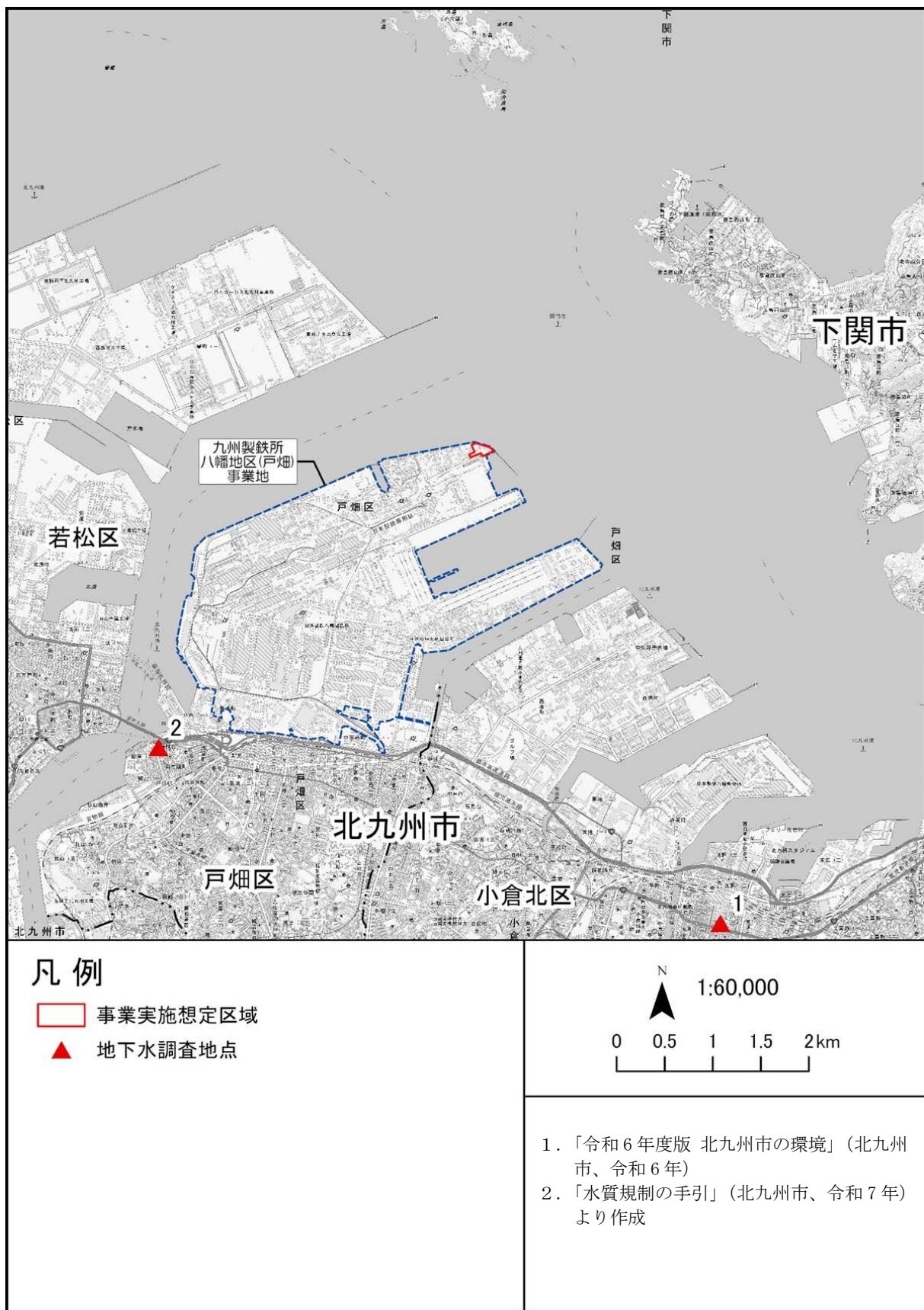


図 3.1-26 地下水の水質調査地点の位置

表 3.1-48 地下水の水質測定結果（健康項目、令和 5 年度）

（単位：mg/L）

調査の種類	継続監視調査		環境基準値
図中番号	1	2	
地区名 測定項目	米町	北鳥旗町	
カドミウム	—	—	0.003 以下
全シアン	—	—	検出されないこと
鉛	—	—	0.01 以下
六価クロム	—	—	0.05 以下
砒素	0.005	—	0.01 以下
総水銀	—	—	0.0005 以下
アルキル水銀	—	—	検出されないこと
PCB	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	—	—	0.002 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	—	—	0.1 以下
1,2-ジクロロエチレン	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	—	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	—	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	—	—	0.002 以下
チウラム	—	—	0.006 以下
シマジン	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	—	—	0.02 以下
ベンゼン	—	—	0.01 以下
セレン	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	—	—	10 以下
ふっ素	—	—	0.8 以下
ほう素	—	—	1 以下
1,4-ジオキサン	—	—	0.05 以下
PFOS 及び PFOA	—	0.000054	0.00005 以下（指針値）

注：1. 図中番号は、図 3.1-26 の番号に対応する。

2. 「—」は、測定が実施されていないことを示す。

3. 「検出されないこと」とは、測定における定量限界値を下回ることを示す。

4. 基準値は年間平均値である。ただし、全シアンについては最高値である。

5. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102（以下、「規格」という。）

43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和である。

6. PFOS 及び PFOA は要監視項目である。指針値は、PFOS 及び PFOA の合計値である。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

② ダイオキシン類

事業実施想定区域の周辺の地下水におけるダイオキシン類の測定は令和 4 年度に図 3.1-27 に示す 1 地点で実施されており、測定結果は表 3.1-49 に示すとおりである。

令和 4 年度の測定結果の総毒性等量は 0.071pg-TEQ/L であり、環境基準に適合している。

表 3.1-49 地下水の水質測定結果（ダイオキシン類、令和 4 年度）

（単位：pg-TEQ/L）

地点名	測定値	適否	環境基準
戸畑区千防一丁目	0.071	○	1 以下

注：「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和 5 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 5 年）より作成



図 3.1-27 地下水中ダイオキシン類の調査地点の位置

5) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

令和元年度～令和5年度における水質汚濁に係る苦情の発生状況は、表 3.1-50 のとおりである。

令和5年度における水質汚濁に係る苦情は、福岡県で249件、このうち北九州市で19件となっている。

表 3.1-50 水質汚濁に係る苦情の発生状況（令和元年度～令和5年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福岡県	344	265	294	277	249
北九州市	45	29	44	37	19

1. 「令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和6年）

2. 「令和元年度～令和5年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和7年7月閲覧）より作成

6) 水底の底質

① 水底の測定項目

事業実施想定区域の周辺の海域における水底の底質については、図 3.1-21 に示す地点のうち 3 地点で調査が行われており、令和 5 年度における公共用水域水底の底質測定結果は表 3.1-51 のとおりである。

有害物質等項目（溶出試験）の水底土砂の判定基準の適合状況をみると、全ての測定地点で適合している。

表 3.1-51 公共用水域水底の底質測定結果（令和 5 年度）

図中番号				D ₂	K ₇	K ₈	水底土砂の 判定基準
水域名				洞海湾	戸畑泊地	堺川泊地	
測定項目							
成分試験	一般項目	乾燥減量	%	62	52	57	—
		強熱減量	%	13	8.8	12	—
		化学的酸素要求量（COD）	mg/kg	13,000	8,800	11,000	—
		全窒素（T-N）	mg/kg	1,800	1,100	1,500	—
		全燐（T-P）	mg/kg	540	410	440	—
	有害物質等項目	総水銀	mg/kg	0.56	0.31	0.41	—
		カドミウム	mg/kg	1.0	0.9	0.7	—
		鉛	mg/kg	70	49	48	—
		六価クロム	mg/kg	ND	ND	ND	—
		砒素	mg/kg	14	11	13	—
		シアン	mg/kg	ND	ND	ND	—
		PCB	mg/kg	ND	ND	ND	—
		トリブチルスズ化合物	mg/kg	0.016	0.0043	0.0048	—
		トリフェニルスズ化合物	mg/kg	0.002	0.002	0.001	—
溶出試験	一般項目	化学的酸素要求量（COD）	mg/L	15	12	15	—
		全窒素（T-N）	mg/L	2.8	1.3	2.4	—
		全燐（T-P）	mg/L	0.24	0.18	0.25	—
	有害物質等項目	総水銀	mg/L	ND	ND	ND	0.005 以下
		カドミウム	mg/L	ND	ND	ND	0.1 以下
		鉛	mg/L	ND	ND	ND	0.1 以下
		六価クロム	mg/L	ND	ND	ND	0.5 以下
		砒素	mg/L	0.008	0.008	0.010	0.1 以下
		シアン	mg/L	ND	ND	ND	1.0 以下
		PCB	mg/L	ND	ND	ND	0.003 以下

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「ND」は検出されないことを、「—」は判定基準がないことを示す。

「令和 6 年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和 6 年）より作成

② ダイオキシン類

事業実施想定区域の周辺の底質におけるダイオキシン類については、図 3.1-21 に示す地点のうち海域1地点で調査が行われており、令和5年度における公共用水域水底の底質測定結果（ダイオキシン類）は表 3.1-52 のとおりである。

令和5年度における測定値は22pg-TEQ/g-dryであり、環境基準に適合している。

表 3.1-52 公共用水域水底の底質測定結果（ダイオキシン類、令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g-dry）

図中 番号	水域名	測定値	適否	環境基準
D ₂	洞海湾	22	○	150 以下

注：1. 図中番号は、図 3.1-21 の番号に対応する。

2. 「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和6年）より作成

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1) 土壌の状況

1) 土壌汚染

事業実施想定区域の周辺の土壌におけるダイオキシン類調査は、戸畑区小芝及び小倉北区井堀において実施されており、令和5年度の測定結果は表3.1-53に示すとおりである。測定結果の総毒性等量は、全ての測定地点で環境基準に適合している。

表 3.1-53 土壌中のダイオキシン類の測定結果（令和5年度）

（単位：pg-TEQ/g-dry）

区名	所在地	測定結果 (総毒性等量)	適否	環境基準
戸畑区	小芝	0.036	○	1,000 以下
小倉北区	井堀	7.7	○	1,000 以下

注：「適否」の「○」は、環境基準に適合していることを示す。

「令和6年度版 北九州市の環境」（北九州市、令和6年）より作成

2) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

令和元年度～令和5年度における土壌汚染に係る苦情の発生状況は、表3.1-54のとおりである。

令和5年度における土壌汚染に係る苦情は、福岡県で5件であり、北九州市では苦情の発生はない。

表 3.1-54 土壌汚染に係る苦情の発生状況（令和元年度から令和5年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福岡県	7	6	5	6	5
北九州市	0	0	0	0	0

注：北九州市における土壌汚染に係る苦情については、北九州市環境局環境監視課へのヒアリングによる。（令和5年12月実施）

「令和元年度～令和5年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和7年7月閲覧）より作成

(2) 地盤の状況

1) 地盤沈下

事業実施想定区域及びその周辺では、「令和5年度全国の地盤沈下地域の概況」（環境省水・大気環境局、令和7年）によると地盤沈下は確認されていない。また、北九州市では「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年法律第100号）及び「工業用水法」（昭和31年法律第146号）による地下水の制限地域はない。

2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

令和元年度～令和5年度における地盤沈下に係る苦情の発生状況は、表3.1-55のとおりである。
令和5年度における地盤沈下に係る苦情は、福岡県で1件であり、北九州市では発生していない。

表 3.1-55 地盤沈下に係る苦情の発生状況（令和元年度から令和5年度）

（単位：件）

年度 県・市	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福岡県	0	0	2	0	1
北九州市	0	0	0	0	0

注：北九州市における地盤沈下に係る苦情については、北九州市環境局環境監視課へのヒアリングによる。（令和5年12月実施）

「令和元年度～令和5年度 公害苦情調査」（総務省ホームページ、令和7年7月閲覧）より作成